

京都府公安委員会告示第 146 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を次のとおり行うので、道路交通法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年9月17日

京都府公安委員会
委員長 池坊 由紀

- 1 聴聞聴取の期日 令和8年10月1日午前9時00分
- 2 聴聞聴取の場所 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
 京都府警察本部聴聞会場